

# 特別活動

## I 改訂の要点

今回の改訂に当たっては、次の平成20年1月の中央教育審議会答申を踏まえて改訂が行われた。

### ＜改善の基本方針＞

#### (1) 特別活動

- 特別活動については、その課題を踏まえ、特別活動と道徳、総合的な学習の時間のそれぞれの役割を明確にし、望ましい集団活動や体験的な活動を通して、豊かな学校生活を築くとともに、公共の精神を養い、社会性の育成を図るという特別活動の特質を踏まえ、特によりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視する。また、道徳的実践の指導の充実を図る観点から、目標や内容を見直す。
- 特別活動の各内容のねらいと意義を明確にするため、各内容に係る活動を通して育てたい態度や能力を、特別活動の全体目標を受けて各内容の目標として示す。
- 子どもの自主的、自発的な活動を一層重視するとともに、子どもの実態に適切に対応するため、発達や学年の段階や課題に即した内容を示すなどして、重点的な指導ができるようにする。その際、道徳や総合的な学習の時間などとの有機的な関連を図ったり、指導方法や教材を工夫したりすることが必要である。
- 自分に自信がもてず、人間関係に不安を感じていたり、好ましい人間関係を築けず社会性の育成が不十分であったりする状況が見られたりすることから、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動、多様な異年齢の子どもたちからなる集団による活動を一層重視する。  
特に体験活動については、体験を通じて感じたり、気付いたりしたことを振り返り、言葉でまとめたり、発表し合ったりする活動を重視する。

#### (2) 道徳教育

- 高等学校においては、道徳の時間は設定されていないが、社会の急激な変化に伴い、人間関係の希薄化、規範意識の低下が見られる中で、高等学校でも、知識等を伝授するにとどまらず、その段階に応じて道徳性を養い、人間としての成長を図る教育の充実を進める。

### 1 特別活動の目標

特別活動の目標は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」とされた。

特別活動が、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる教育活動であることをより一層明確にするため、目標に「人間関係」が加えられた。このことによって、集団や社会の一員として、協力して学校生活の充実と発展に主体的にかかわる教育活動としての意義が明確にされた。

また、各内容についても、全体の目標を受けて各内容の目標を新たに示すことにより、それぞれの教育活動としてのねらいと意義が明確にされた。

### 2 特別活動の内容

#### (1) ホームルーム活動

ホームルーム活動の目標は、「ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。」とされ、ホームルーム活動を通

して育てたい態度や能力が新たに目標として示された。特に、よりよい人間関係を築く力、協力してホームルームや学校の生活の充実・向上を図るとともに、生徒が当面する課題に主体的にかかわる態度の育成が重視された。

また、活動内容について、「ホームルームや学校の生活づくり」、「適応と成長及び健康安全」、「学業と進路」の三つの内容から整理するとともに、社会的な自立を目指す教育活動を充実する観点から、内容項目の改善が図られた。

## (2) 生徒会活動

生徒会活動においては、生徒会活動を通して育てたい態度や能力が新たに目標として示された。特に、よりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成が重視された。

また、活動内容について、「生徒会の計画や運営」、「異年齢集団による交流」、「生徒の諸活動についての連絡調整」、「学校行事への協力」、「ボランティア活動などの社会参画」の五つが示され、活動の内容を明確にするとともに、生徒の自発的、自治的な活動の充実が図られた。

## (3) 学校行事

学校行事においては、学校行事を通して育てたい態度や能力が新たに目標として示された。特に、よりよい人間関係を築く力、公共の精神を養うこと、社会性の育成を図ることが重視された。

学校行事の内容については、生徒の発達の段階を踏まえ、社会生活における役割の自覚と自己の責任についての意識を高め社会的自立を一層すすめる観点から、「勤労生産・奉仕的行事」について就業体験を重視するとともに、奉仕体験の意義が明確にされた。また、本物の文化や芸術に触れたり鑑賞したりする活動、文化の継承、創造に寄与する活動などを充実する観点から、「学芸的行事」が「文化的行事」に改められた。

# 3 指導計画の作成と内容の取扱い

## [指導計画の作成]

### (1) 全体計画及び年間指導計画の作成

指導計画の作成については、「特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成」について明確に示された。作成に当たっては、「各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図る」と加えられた。

### (2) 高等学校生活への適応と充実

指導計画の作成に当たって、ガイダンスの機能の充実を図るため、「特に、高等学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活ができるよう工夫すること。」が加えられた。

### (3) 人間としての在り方生き方の指導の充実

ホームルーム活動を中心とした特別活動の全体を通じた人間としての在り方生き方の指導の充実を図る観点から、「特に社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど」が加えられるとともに、「総合的な学習の時間」についても特に関連を図ることが示された。

## [内容の取扱い]

### (1) よりよい生活を築くための諸活動の充実

ホームルーム活動及び生徒会活動について、「内容相互の関連を図るよう工夫する」とともに、生徒の今日的な課題を踏まえ、「よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。」が加えられた。

### (2) ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の重点化と内容間の関連や統合の工夫

ホームルーム活動及び生徒会活動の各活動内容に示した内容項目について、「入学から卒業までを見通して、必要に応じて内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりする

ことができること。」が示された。

(3) 体験活動や言語活動の充実

学校行事の実施に当たっての配慮事項として、「入学から卒業までを見通して、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること」が示されるとともに、体験活動や言語活動の充実を図る観点から「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。」が加えられた。

## Ⅱ 実施上の留意点

### 問1 特別活動の指導計画の作成に当たって配慮すべきことは何か。

特別活動の目標は、特別活動の各活動・学校行事の実践的な活動を通して達成されるものであり、その指導計画は、学校の教育目標を達成する上でも重要な役割を果たしている。したがって、調和のとれた特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教師の協力の下で作成することが大切である。

(1) 作成にあたっての配慮事項

- ① 学校の創意工夫を生かすこと
- ② 学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮すること
- ③ 教師の適切な指導の下に生徒の自主的、実践的な活動を助長すること
- ④ 各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図ること
- ⑤ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること
- ⑥ 特別活動に充てる授業時数等

(2) 特別活動の全体計画の作成について

全体計画を作成する際には、全教師が指導に当たるため、全教師の共通理解と協力体制が確立されるよう、例えば、各学校における特別活動の役割などを明確にして重点目標を設定したり、各活動・学校行事の内容を示したりすることが大切である。また、特別活動に充てる授業時数、設置する校内組織(校務分掌)や実施する学校行事等を明らかにしておくことが大切である。さらに、生徒の実態を十分に把握するとともに、生徒の発達の段階や特性等を生かすようにし、教師の適切な指導の下に、生徒の自主的、実践的な活動が助長できるような全体計画を作成することが求められる。

特別活動の全体計画に示す内容には、次のようなものが考えられる。

- 特別活動の重点目標
- [ホームルーム活動]、[生徒会活動]、[学校行事]の目標
- [ホームルーム活動]、[生徒会活動]、[学校行事]の全体的内容
- 特別活動に充てる授業時数や設置する校内組織(校務分掌)
- [ホームルーム活動]に充てる授業時数
- 各教科・科目などとの関連
- 評価など

(3) 特別活動の年間指導計画の作成について

① ホームルーム活動

入学から卒業までを見通して生徒の発達の段階及び特性等を踏まえ、系統立てて指導するとともに、年間を通して計画的に指導する必要がある。そのためには、まず学校として入学から卒業までを見通した各学年ごとの年間指導計画を作成する必要がある。その際には、学習指導要領でホームルーム活動の内容として示されたものを、入学から卒業までの間に年間指導計画に位置づける必要がある。その場合、必要に応じて内容間の関連を図ったり、統合したりして、配当された時間の中でホームルーム活動の目標が達成できるよう

に指導計画を作成することが大切である。

また、学年ごとの内容の発展や深化についても配慮しなければならない。

さらに学校として作成した各学年ごとの年間指導計画を基にして、ホームルームの実態に応じたホームルームごとの年間指導計画や1単位時間の指導計画を作成することが必要である。

ホームルームごとの年間指導計画は、学校として作成した各学年ごとのホームルーム活動の年間指導計画に基づき、ホームルーム担任が学年・ホームルームや生徒個々の実態及び課題などを考慮して作成する計画であり、生徒が作成する活動計画のよりどころとなるものである。また、ホームルーム活動が、生徒の学校生活における学習や生活の基盤であるホームルームを単位として展開される活動であることから、ホームルーム経営や学年経営との関連を図って作成することが大切である。

学校としての年間指導計画やホームルームごとの指導計画に示す内容としては、次のようなものが考えられる。

- 学校や学年、ホームルームの指導目標
- 育てたい力
- 指導内容（予想される議題やテーマ）と時期
- 指導の時間配当
- 指導方法
- 指導教材（必要に応じて）
- 評価など

## ② 生徒会活動

各種の教育活動や生徒の学校生活の流れなどとの関連を図りながら入学から卒業までを見通して、学校全体として計画的に展開されていく必要があるため、指導計画においては学校の教育活動全体の流れを明確にし、生徒自らが活動計画を作成できるよう配慮することが必要である。

そのため、指導計画の作成に当たっては、各組織別の指導の方針を明確にするとともに、生徒が作成する組織ごとの活動計画を十分配慮に入れて、全教職員の共通理解と協力を基盤に指導計画を作成することが大切である。また、生徒の発達的な特徴をとらえ、生徒の希望や関心を知り、それに応じた指導計画を作成するとともに、必要に応じて、校内の活動のみでなく、他校との相互交流を図ったり、地域社会との連携を深めたりするなど、校外での活動への広がりを図る指導計画の作成にも留意することが望まれる。

生徒会活動の年間指導計画に示す内容としては、次のものが考えられる。

- 学校における生徒会活動の目標
- 生徒会の組織と構成
- 活動時間の設定
- 年間に予想される主な活動
- 活動場所
- 活動に必要な備品、消耗品
- 指導上の留意点
- 生徒会役員会、各委員会を指導する教職員の指導体制
- 評価など

## ③ 学校行事

全校若しくは学年又はそれらに準ずる比較的大きな集団による教育活動である。したがって、その実施に当たっては、学校の全教職員が行事の目標や指導の重点などを共通理解し、一体となって指導に当たらなくてはならないことから、全教職員がかかわって入学から卒業までを見通した適切な年間指導計画を作成し、学校全体の協力的な指導体制を確立して、組織的に指導に当たる必要がある。

学校行事は、全校、学年又は学科等の全生徒が集団として活動するのであるから、その指導計画は、特に慎重な検討を経て立案する必要がある。

学校行事の指導計画には、年間の学校行事全体にわたる年間指導計画と個々の行事についてのより具体的な個別の行事指導計画がある。

年間指導計画には、学期ごと、月ごとなどに、実施予定の行事名、指導時数、参加の対象、目標、実施の内容、他の教育活動との関連などを取り上げるのが通例である。これらのほかに、行事全体の実施に要する経費や、学校の施設・設備の活用の計画や、評価の観点など必要である。

また、個別の行事指導計画においては、ねらい、内容（事前、当日、事後）、実施の時期、場所、時間、指導上の留意事項、評価の観点などを取り上げるのが一般的である。このほか、所要経費や準備日程、役割分担などを明確にした、実施上の具体的な計画が必要である。

## 問2 特別活動に充てる授業時数等に関して配慮すべきことは何か。

特別活動に充てる授業時数等については、次の事項について配慮すること。

### (1) ホームルーム活動

#### ① ホームルーム活動の授業時数

ホームルーム活動の授業時数については、「原則として、年間35単位時間以上とするものとする。」と示されている。これは、ホームルーム活動については、年間35単位時間という授業時数を最低限確保すべきことを定めるとともに、ホームルーム活動の充実を図るため、さらに必要に応じて年間35単位時間を超えて授業時数を配当するよう定めたものである。そのため、ホームルーム活動の授業時数については、学校や地域、生徒の実態や発達の段階等に応じて、年間35単位時間以上（1単位時間は50分として計算する）の授業時数を適切に定める必要がある。

また、ホームルーム活動については、特定の学期又は期間に行うことができる各教科・科目の授業と異なり、年間35週行うことを標準として必ず毎週実施することが示されている。

なお、定時制の課程においては、生徒の勤務の実態、交通事情などの特別の事情がある場合には、「ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとすることができる。」とされており、今回の改訂により、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができるとの規定が追加されている。これは今回の改訂により、第5章特別活動で取り組むべき内容について具体的に明示しており、定時制の課程において、これらの活動すべてを行うことが難しい特別な事情がある場合には、その一部を行わないものとすることができるとしたものである。学校においては、ホームルーム活動に関する今回の改訂の趣旨を踏まえて、地域や生徒の実態等を考慮しながら、ホームルーム活動の授業時数又は内容を適切に定める必要がある。

また、通信制の課程の特別活動については、学習指導要領第1章総則第7款の5に、「ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。」と示されており、ホームルーム活動の重要性を踏まえた適切な実施が必要である。今回の改訂において、「なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとすることができる。」との規定を追加しているが、このホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができるとの規定を追加した趣旨は定時制の課程と同様である。

#### ② ホームルーム活動の授業時数の取扱い

学校において定めたホームルーム活動の授業は、毎週実施し、年間35単位時間以上行う

わけであるが、学校や生徒の実態に対する配慮、学校生活への適応やガイダンスの充実、人間としての在り方生き方に関する指導の形態や方法の工夫などの観点から、その方が教育効果を高めることができる場合には、年間の授業時数を確保しながら、適切な計画の下に授業の1単位時間を弾力的に運用することができる（第1章総則第4款の7）。その場合でも、ホームルーム活動の年間指導計画に基づいて、ホームルーム活動における各活動内容のねらいが十分に達成されるよう実施されなければならない。

なお、毎日の授業の前後に「朝の会」や「帰りの会」あるいは「ショートホームルーム」等の名称をもって、ホームルームごとに時間が設定される場合が少なくなく、また、その教育的効果も高いと考えられるが、これらの時間における指導は、ホームルーム活動と密接な関連をもちながらも、ホームルーム活動そのもののねらいの達成を目指すものではないので、学習指導要領で定めるホームルーム活動の時間とは明確に区別できるように留意すべきである。

### ③ 生徒会活動

生徒会活動については、生徒の自主性、社会性の伸長に深く結びつく活動であり、教師の適切な指導の下に、生徒の異年齢集団による自発的、自治的な活動を一層活発に行えるようにするため、ホームルーム活動との関連も図りつつ、活動に必要な場や機会を年間を通じて計画的に確保するよう留意すべきである。そのためには、各委員会ごとに話合いの時間を、定期的に放課後や昼休み等に設定し、生徒会活動の活性化を図る取組が重要である。また、活動計画を全生徒に周知していくような時間を設けていくことも大切である。学校全体、あるいは学年などを単位とした適切な指導計画と授業時数を充てることが大切であり、学校の創意工夫が望まれる。なお、定時制の課程においては、特別の事情がある場合には、「生徒会活動の内容の一部を行わないものとする」とされているが、これは今回の改訂により追加したものである。今回の改訂により、生徒会活動で取り組むべき内容について具体的に明示しており、定時制の課程において、第3章第1節ホームルーム活動において示したとおり、これらの活動すべてを行うことが難しい特別な事情がある場合には、その一部を行わないものとする」としている。この点については、通信制の課程についても同様である。

### ④ 学校行事

学校行事は、課程にかかわらず、入学から卒業までを見通して計画的に実施するものであり、その授業時数が学習指導要領第1章総則の第4款の5に示されたものである。

高等学校における学校行事は、体験的な活動を通して、特別活動の目標を達成していく全校若しくは学年又はそれらに準ずる比較的大きな集団の単位による実践的な活動である。そこでは、生徒の安全の確保等にも十分配慮しつつ、学習指導要領に示された学校行事のねらいが実現できるよう、各教科・科目等との関連も図りつつ、各学校が創意工夫を發揮して適切な授業時数を充てることが必要である。

なお、学校行事については、勤労生産・奉仕的行事や旅行・集団宿泊的行事などで様々な体験活動が取り込まれているが、それらは特別活動以外の他の教育活動との関連を図って実施されている場合もある。例えば、就業体験などが、総合的な学習の時間において、問題の解決や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえ、自己の在り方生き方を考える学習活動として行われる場合があるが、このような場合は、同時に勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするという特別活動の勤労生産的な行事と同様の成果も期待できる場合も多い。その際は、特別活動と総合的な学習の時間のそれぞれの特質を生かし、活動のねらいを明確にした上で、各学校の教育の全体像を踏まえて両者の活動を有機的に関連させ、より教育的意義の高い教育活動を構築することが必要である。

**問3 学習指導要領第1章総則の第4款の8では、総合的学習の時間の実施によって、特別活動の学校行事に替えることができるとされている。どういう場合にそれが可能なのか。**

ここで重要なのは、総則の当該規定が、「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては」と書き出されている点である。総合的な学習の時間の学習活動として不可欠な「横断的・総合的な学習や探求的な学習」としての要件を満たすことがまず必要であり、その基礎的条件が満たされた上で、学習指導要領に示した特別活動の目標や内容と同等の効果が得られる場合に限り、特別活動の学校行事への代替が認められる。

その際、学校行事は、「目標と五種類の行事を教育課程の基準として示している集団活動であること」、「学年や学校を単位とする、学校生活に秩序と変化を与えることを目指す教育活動であること」、「学校集団や学校生活への所属感を深め、望ましい人間関係の形成や公共の精神などを養う教育活動であること」を正しく理解しておく必要がある。

ただし、逆に、特別活動における体験的活動を総合的な学習の時間に代替することは認められない。

**問4 学習指導要領の目標に「人間関係」が加えられたが、このことの意義と、各活動・学校行事で形成しようとする「望ましい人間関係」とはどのようなものか。**

特別活動が、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる教育活動であることをより一層明確にするため、目標に「人間関係」が加えられた。このことによって、集団や社会の一員として、協力して学校生活の充実と発展に主体的にかかわる教育活動としての意義が明確にされた。

各活動・学校行事で形成しようとする「望ましい人間関係」を示す。

(1) ホームルーム活動

豊かで充実したホームルーム生活づくりのために、生徒一人一人が自他の個性を尊重するとともに、集団の一員としてそれぞれが役割と責任を果たし、互いに尊重しよさを認め発揮し合えるような開かれた人間関係である。

(2) 生徒会活動

豊かで充実した学校生活づくりのために、一人一人の生徒が生徒会組織の一員としての自覚と責任感を持ち、共に協力し、信頼し支え合おうとする人間関係である。また、ボランティア活動など奉仕の精神を養う社会的活動への参画や協力、他校や小学校・中学校との交流、地域の人々との幅広い交流など、学校外における活動を通して、他者を尊重し、共によりよい集団生活や社会生活を築こうとする開かれた人間関係である。

(3) 学校行事

全校若しくは学年又はそれらに準ずる比較的大きな集団において、学校生活を豊かな実りあるものにするために、生徒がホームルームや学年、又はそれを超えた様々な生徒と主体的にかかわる中で、喜びや苦勞を分かち合いながら、共通の目標を達成しようとするなど、共に協力し、信頼し支え合おうとする人間関係である。

**問5 現行学習指導要領では、ホームルーム活動における具体的な内容は、一連に記され、その最後に「など」が付されていた。それに対して新しい学習指導要領では、内容が項目立てされて箇条書きとなり、「など」は付されていない。その意味するところは何か。**

今回の改訂では、ホームルーム活動や生徒会活動の内容について、すべての学校で共通に取り扱うべき内容であることを明示するため、具体的な項目として列挙されている。学習指導要領の最低基準性の観点から、「など」は用いていない。

ただし、「指導計画の作成と内容の取扱い（学習指導要領第5章第3）」に示すように、入学から卒業までを見通して、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができる。この点については、解説第3章第1節4（3）の中で具体例が示されている。

なお、定時制の課程においては、「特別な事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとする」ことができる。（学習指導要領第1章総則の第4款の6）」、通信制の課程においては、「特別な事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとする」ことができる。

（学習指導要領第1章総則の第7款の5）」を踏まえ〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕の内容を適切に定める必要がある。

**問6 ホームルーム活動と生徒会活動の目標には、共通して、学校生活づくりへの「参画」という用語が使われているが、学校行事の目標には、「参画」が用いられていないが、その理由は何か。**

学校行事は、「学校が計画し実施するものであるとともに、生徒が積極的に参加し協力することによって充実する教育活動である。（解説第3章第3節1）。」と記されている。つまり、学校行事の主体は学校であり、生徒は参加・協力する立場にあると考えられるため、学校行事の目標においては、計画段階にまで携わる「参画」は用いてられていない。

**問7 ホームルーム活動の具体的活動には、「ボランティア活動の意義の理解と参画」、「国際理解と国際交流」が含まれている。全ての学校のホームルーム活動に対して、ボランティア活動への参画や、国際交流の実施を求めるのか。**

ホームルーム活動の内容は、総体として、「ホームルームや学校の生活の充実と向上、生徒が直面する諸課題への対応に資する活動を行うこと」となっている。「ボランティア活動の意義の理解と参画」、「国際理解と国際交流」についても、それへの「対応に資する活動」を包含するものである。その際、生徒や学校の実情に応じ、また、ホームルームの本質に照らしてふさわしい活動が行われる必要がある。

**問8 道徳教育と特別活動の関連はどのようになっているのか。**

特別活動においては、目標の中で「人間としての在り方生き方」を掲げてあり、公民科の「現代社会」「倫理」とともに、人間としての在り方生き方に関する教育について中核的な指導の場面として、重視する必要がある。その意味で特別活動の様々な教育活動は、道徳性の育成にとって重要な機会である。

したがって、特別活動における道徳教育は〔ホームルーム活動〕、〔生徒会活動〕及び〔学校行事〕の各内容における人間としての在り方生き方に関する指導を通じてその充実が図られるが、特にホームルーム活動の活動内容（2）及び（3）において集約的に行われる。

特別活動は、望ましい集団活動の育成を通して、個人的、社会的な資質を身に付ける自主的、実践的な態度を育て、併せて人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養うことをねらいとしているので、生徒が現在及び将来に向かって当面する諸課題へ具体的に取り組むことについて、その主体的な活動を助長することを通して道徳教育の展開が行われることになる。

また、道徳的心情、道徳的判断力及び道徳的実践意欲・態度などからなる道徳性を養うことという道徳教育の目標は、特別活動における集団としての自主的、実践的な活動についての指導を通じて達成されることが多く、道徳教育との関連を大切に指導を行う必要がある。

**問9 生徒の言語活動の充実のために特別活動で留意する点は何か。**

特別活動においては、内容の取扱いについての配慮事項において「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること」を示している。体験活動については、その場限りの活動で終わらせることなく、事前にそのねらいや意義を生徒に十分理解させ、活動についてあらかじめ調べたり、準備したりすることなどにより、意欲をもって活動できるようにするとともに、事後には、体験を通して感じたり気付いたりしたことを自己と対話しながら振り返り、文章等でまとめたり、発表し合ったりする活動を重視し、他者と体験を共有して幅広い認識につなげる必要がある。

**問10 入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の取り扱いについて配慮すべき事項はどのようなものがあるか。**

国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである。

学校において行われる行事には、様々なものがあるが、この中で、入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り返しを付け、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会となるものである。

このような意義を踏まえ、入学式や卒業式においては、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」こととしている。

入学式や卒業式のほかに、全生徒及び教職員が一堂に会して行う行事としては、始業式、終業式、運動会、開校記念日に関する儀式などがあるが、これらの行事のねらいや実施方法は学校により様々である。したがって、どのような行事に国旗の掲揚、国歌の斉唱指導を行うかについては、各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断するのが適当である。

**問11 特別活動における評価において留意する点は何か。**

特別活動の評価において、生徒一人一人のよさや可能性を積極的に認めるようにするとともに、自ら学び自ら考える力や、自らを律しつつ他人とともに協調できる豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育成するという視点から評価を進めていくということが最も大切なことである。そのためには、生徒が自己の活動を振り返り、新たな目標や課題をもてるような評価を進めるため、活動の結果だけでなく活動の過程における生徒の努力や意欲などを積極的に認めたり、生徒のよさを多面的・総合的に評価したりすることが大切である。その際、生徒の活動意欲を喚起する評価にするよう、生徒自身の自己評価や集団の成員相互による評価などの方法について、一層工夫することが求められる。

また、評価については、指導の改善に生かすという視点から、評価を通じて教師が指導の過程や方法について反省し、より効果的な指導が行えるような工夫や改善を図っていくことが大切である。その際、生徒一人一人の評価のみならず、集団の発達や変容についての評価も重要であり、この評価の結果を適切に指導に生かすことが重要である。

こうした特別活動の評価に当たっては、各活動・学校行事について具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明らかにするとともに、全教師の共通理解と連携を十分に図って適切に評価できるようにすることが必要である。